

伊勢市津波避難計画



令和3年3月

伊勢市

目 次

1. はじめに.....	1
2. 総則.....	2
2.1 目的.....	2
2.2 計画の修正.....	2
2.3 用語の意味.....	2
3. 避難計画.....	3
3.1 津波浸水予測.....	3
3.2 避難対象地区.....	6
3.3 避難場所の種類と安全度ランク.....	7
3.4 伊勢市内の津波緊急避難所及び津波緊急避難場所.....	10
3.5 避難経路.....	16
3.6 津波特定避難困難地域.....	17
3.7 安全度の高い津波緊急避難所への避難検討.....	29
3.8 避難の方法.....	29
4. 初動体制.....	30
4.1 職員の参集.....	30
4.2 津波に関する情報の収集.....	32
4.3 被害情報の収集.....	33
4.4 津波に関する情報の伝達・周知.....	35
5. 避難誘導等に従事する者の安全確保.....	39
5.1 避難誘導等において前提とする考え方.....	39
5.2 災害対応に従事する者の安全確保.....	39
5.3 地域住民の安全確保.....	40
6. 避難の指示.....	40
6.1 発令基準.....	40
6.2 避難指示の伝達.....	40
7. 災害時要配慮者の避難支援.....	40
7.1 災害時要配慮者の定義.....	40
7.2 身体的な障がいを持つ災害時要配慮者対策.....	41
7.3 情報の入手や地理情報に不案内な災害時要配慮者対策.....	42
8. 津波防災対策の啓発・訓練.....	43
8.1 啓発.....	43
8.2 訓練.....	43

1. はじめに

伊勢市においては、平成14年4月に大規模地震対策特別措置法（以下、「大震法」という。）に基づき、旧伊勢市、旧二見町、旧御薮村が地震防災対策強化地域に指定されたが、平成18年4月1日に旧小俣町区域を含む市内全域が指定された。また、平成15年12月には東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、「東南海特措法」という。）に基づき、県内全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されるなど大規模地震の発生に伴う被害が危惧されている。

このような状況の中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸に、これまでの想定を大きく超える大津波が襲来し、甚大な被害が発生し、これにより多くの命が失われた。

一方で、日ごろから津波避難訓練を繰り返し、大きな揺れが発生したらすぐに避難するという意識が徹底されていた地域では、たくさんの命が救われ、揺れたらすぐに逃げるということの重要性が再確認された。

この大地震を受けて、三重県では、国の中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（平成15年9月17日）において発表された、想定東海地震、東南海地震、南海地震が同時に発生した場合の想定震源域の範囲（面積）を変えずに、すべり量をマグニチュード9.0に合うように大きくした震源モデルを設定し、津波シミュレーションを実施することにより、三重県津波浸水予測（平成23年度版）を公表した。

さらに、平成23年12月には国の防災基本計画の修正が行われ、特に津波対策の強化を行うことに重点が置かれ、平成24年8月に国から南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定結果が公表され、また、これを基に三重県が地震被害想定調査結果を公表した。

国の被害想定結果によると、最大クラスの地震が発生した場合、市全域が震度6強から7という非常に強い揺れに見舞われるほか、沿岸部には、最大で9mの津波が到達すると想定されており、これまで以上のスピード感を持って、津波対策に取り組まなければならない。

このような経緯から、大規模な地震及びこれに伴う津波の発生に対して、ハード面・ソフト面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を目的として、平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」から「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、「南海トラフ特措法」という。）」に改訂され、平成25年12月に施行された。この南海トラフ特措法に基づき、平成26年3月に伊勢市が特別強化地域、推進地域（三重県全域）に指定された。

津波避難には、何よりも住民自身の津波からの避難に対する高い意識と行動力が欠かせないことから、津波対策の中でも効果が高いとされる「地震が発生したら、まず逃げる」を重点課題とし、津波災害から市民の生命と安全を確保する為、市と自主防災組織及び地域の方々と連携した取り組みを推進することとする。

2. 総則

2.1 目的

この計画は、三重県の公表した三重県津波浸水予測（平成 23 年度版）を前提とした津波災害から、住民の生命、安全を確保することを目的として、円滑な津波避難を行う為の市の基本的な対応方針を定めるものとする。

2.2 計画の修正

この計画は、新たに公表される津波浸水想定や被害想定、土地の利用状況等の変化や自主防災組織等が作成する地域津波避難計画との整合を図る為、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

2.3 用語の意味

本計画で使用する用語を、以下のとおり定義する。

用語	用語の意味等
最大クラスの津波	あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震発生を想定したもので、災害時の影響が甚大とされる津波のこと。
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの想定される浸水の区域及び浸水深のこと。
津波浸水予測時間	津波浸水想定区域に基づき、津波が該当地域に達し、浸水が開始されると予測される時間のこと。
避難対象地区	最大クラスの津波が発生した場合に津波浸水想定区域に基づき避難が必要な地区のこと。また、避難を呼びかける地区のこと。
避難可能地域	避難対象地域のうち、津波到達予想時間までに、避難対象地区の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが可能な地域のこと。
避難困難地域	避難対象地域のうち、津波到達予想時間までに、避難対象地区の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域のこと。
避難困難者	避難困難地域内の避難者のこと。
特定避難困難地域	避難困難地域の内、津波到達予想時間までに、(※1)安全度ランク☆以上の津波緊急避難所等に避難することが困難な地域のこと。
特定避難困難者	特定避難困難地域内の避難者のこと。
津波緊急避難所	避難困難地域の避難者が緊急に避難する建物のことで、市が指定する。
津波緊急避難場所	避難困難地域の避難者が緊急に避難する高台等のことで、市が指定する。
避難生活施設	災害の危険が去った後に住宅の倒壊や、ライフラインが使用できない等の理由で、被災者が長期にわたって避難する場所のことで、市が指定する。
津波避難施設	最大クラスの津波を対象とし、特定避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が津波から緊急的・一時的に避難することを目的として市が新たに設置・新設する避難施設のこと。代表的なものとして津波避難ビル、津波避難タワー、盛土による築山（高台）等がある。 設置・新設後は津波緊急避難所・場所として市が指定する。

用語	用語の意味等
避難経路	避難する場合に避難者が通る経路のことで、地域住民が安全性や避難のしやすさ及び機能性を考慮して設定する。
避難目標地点	津波の危険を回避するために避難対象地区外へ避難する際に目標とする地点のこと。必ずしも避難場所とは一致せず、場所によっては、浸水想定地区外の道路上とする場合もある。
災害時要配慮者	災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握することや、自らを守る為に、安全な場所に避難する行動に支援を要する方のこと。主に、高齢者、障害者、観光客、外国人、乳幼児、妊婦等があげられる。
要援護者避難所	災害時要配慮者の内、指定避難所において対応が困難な方(高齢者、障がい者)を対象として開設する避難所で、市と福祉避難所としての協定を締結している施設のこと。

※1 安全度ランクとは、「本計画 3.3(2)安全度ランクの設定」によるものとする。

3. 避難計画

3.1 津波浸水予測

伊勢市における津波浸水予測は、以下のとおり、『三重県津波浸水予測（平成 23 年度版）』と『内閣府の南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について』と『三重県地震被害想定調査結果(平成 25 年度)』*を比較検討し、浸水想定区域が最も広い『三重県津波浸水予測（平成 23 年度版）』を用いる。

※『三重県地震被害想定調査結果(平成 25 年度)』は内閣府の『南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について』で示された結果を参考にして三重県が地震・津波による各想定結果を取りまとめたものである。

◆三重県津波浸水予測（平成 23 年度版）

津波浸水予測は、満潮時に、東北地方太平洋沖地震と同等規模の東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合、【防潮堤等の施設がないとした場合】について、三重県沿岸地域における最大浸水深（津波で浸水したときの地面から水面までの深さの最大値）を想定

- ・国の中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（平成 15 年 9 月 17 日）において発表された、想定東海地震、東南海地震、南海地震が同時に発生した場合の想定震源域の範囲（面積）を変えずに、すべり量をマグニチュード 9.0 に合うように大きくした震源モデルを設定し、津波シミュレーションを実施
- ・一年で最も潮位が高くなる時期の満潮時に地震が発生したことを想定
- ・海岸や河川にある防潮堤等の施設をすべてないものとした場合の津波浸水範囲を想定

◆南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について 平成 24 年 8 月 29 日 内閣府（防災担当）

- ・津波断層モデルは、最大クラスの津波断層モデルを設定し 10m メッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用い、海岸での津波高、陸域に遡上した津波の浸水域・浸水深を推計。
- ・津波断層モデルの破壊の仕方は、津波断層が破壊開始点から順次破壊していく効果が見えるモデルとし、陸域の沈降の効果は考慮するが隆起の効果は考慮しない。
- ・堤防（水門含む）の条件は、津波が現況の堤防を越えた時点で堤防が機能しなくなる（破堤、堤防なし）とした。
- ・液状化現象に伴う堤防の沈下等は加味していない。

◆三重県地震被害想定調査結果(平成 25 年度) 平成 26 年 3 月 18 日 三重県

津波浸水予測は、平成 24 年度に国より公表された南海トラフ巨大地震の被害想定などを参考にし、地震による震度分布や液状化危険度分布、津波による浸水域等の様相と、その地震・津波による人的被害、物的被害、ライフラインや交通施設等の被害、経済被害等の想定結果をとりまとめた。

- ・「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について」で示された強震断層モデルの内「陸側ケース」を用いた。
- ・津波断層モデルは、最大クラスの津波断層モデルを設定し 10m メッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用い、海岸での津波高、陸域に遡上した津波の浸水域・浸水深を推計。
- ・地震被害想定では、南海トラフの地震については、以下の二つのクラスの地震を想定

①過去最大クラスの南海トラフ地震

過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震

②理論上最大クラスの南海トラフ地震

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震

◆対象とする津波浸水予測

避難所検討の対象災害としては、三重県津波浸水予測（平成 23 年度版）が南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について平成 24 年 8 月 29 日 内閣府（防災担当）及び三重県地震被害想定調査結果(平成 25 年度) 平成 26 年 3 月 18 日 三重県の津波浸水予測の範囲より広いため、三重県津波浸水予測（平成 23 年度版）を対象とする。

(1) 津波浸水深図

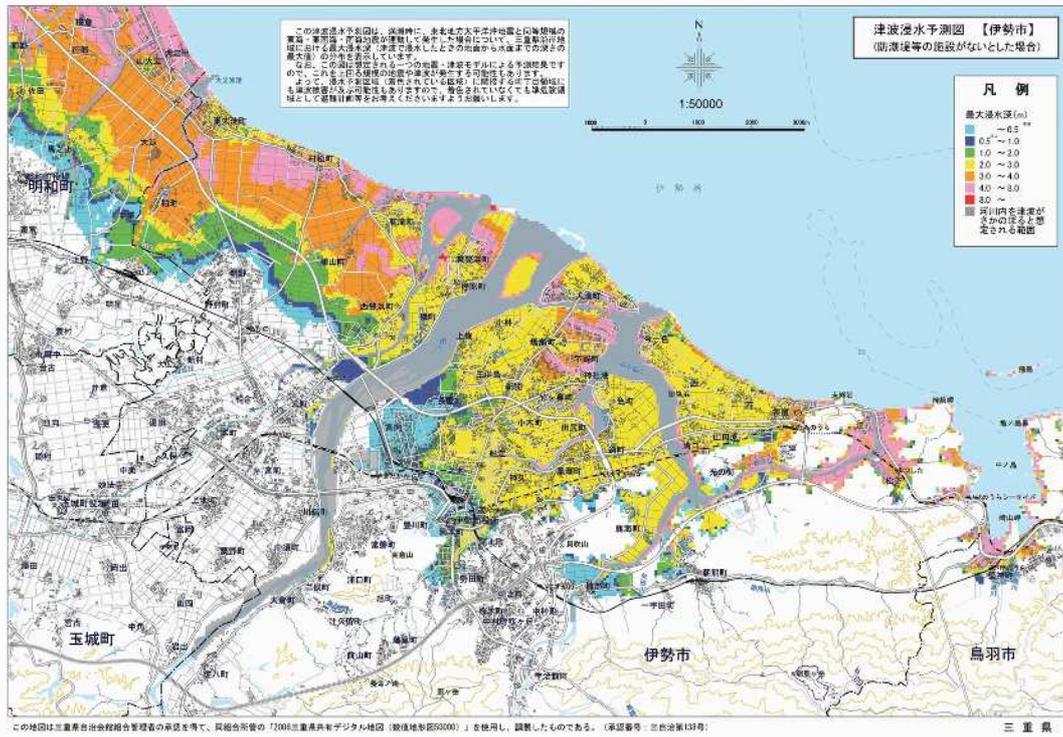
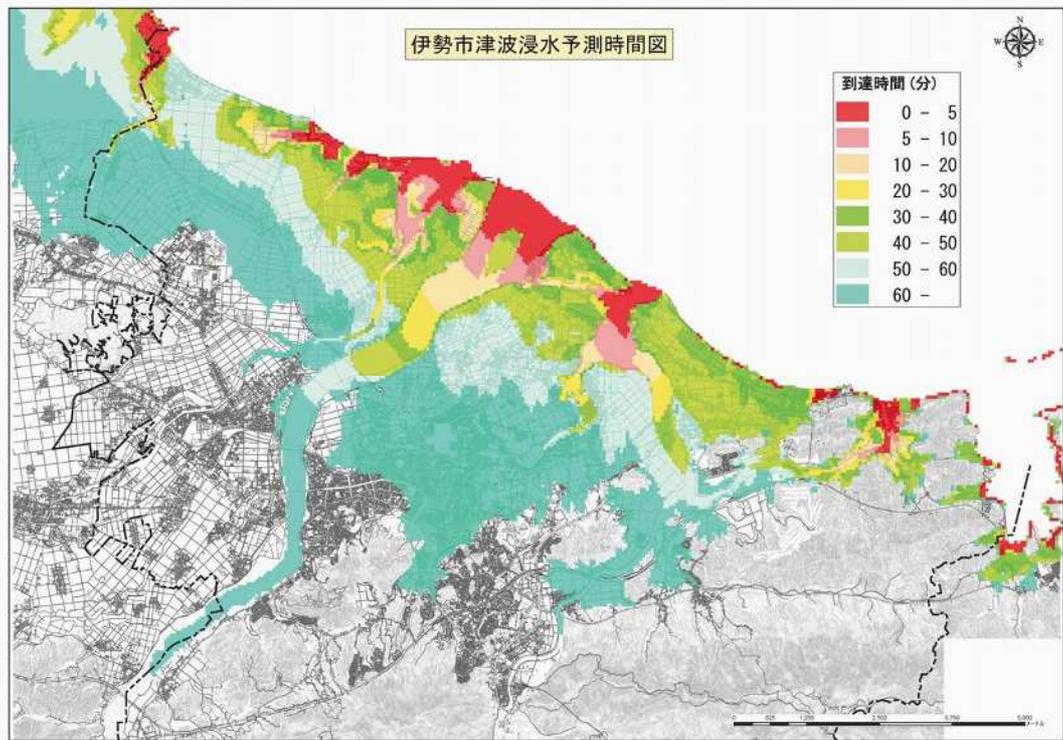


図1 三重県津波浸水予測(平成23年度版)における津波浸水予測図(出典:防災みえ.jp)

(2) 津波浸水予測時間図(津波発生後、地点での津波到達時間)



※津波は地震の発生場所、規模等により予測時間よりも早く到達することがあるので、避難にあたっては津波浸水予測時間にとらわれることなく、迅速な避難が必要である。

図2 三重県津波浸水予測(平成23年度版)における伊勢市の浸水予測時間図

3.2 避難対象地区

三重県津波浸水予測（平成 23 年度版）の津波浸水予測図に基づき、伊勢市の避難対象地区を津波浸水想定区域を含む町とする。また、被害想定を超える地震が発生する可能性がないとは言えないことから一部のみ浸水すると予想される地区であっても全体を避難対象地区とする。

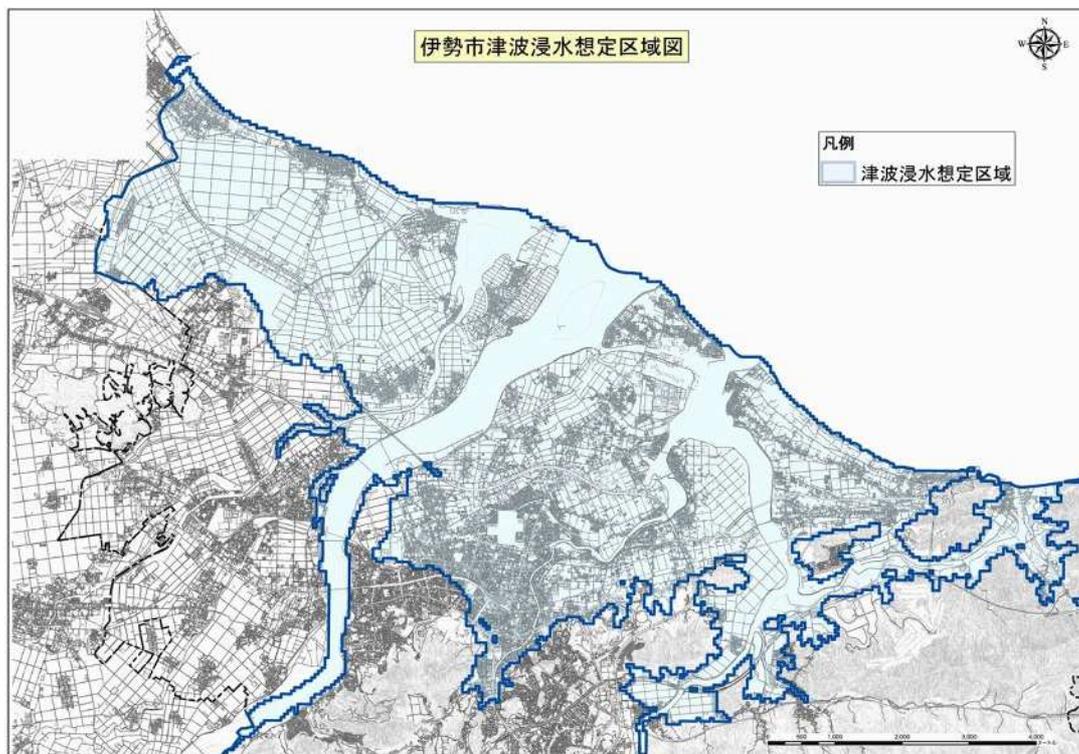


図 3 伊勢市津波浸水想定区域図

表 1 避難対象地区一覧

対象地区	町 名
二見地区	松下、江、茶屋、三津、山田原、溝口、荘、西、今一色 ※ 光の街を除く二見町全域
御菌地区	高向、長屋、王中島、新開、上條、小林 ※御菌町全域
小俣地区	元町、明野
北浜地区	有滝町、村松町、東大淀町、柏町
豊浜地区	西豊浜町、植山町、磯町、東豊浜町、檜原町
大湊地区	大湊町
神社地区	神社港、竹ヶ鼻町、小木町、馬瀬町、下野町
浜郷地区	神田久志本町、神久 1～6 丁目、黒瀬町、通町、一色町、田尻町
宮本地区	勢田町、藤里町
四郷地区	楠部町、朝熊町、鹿海町
厚生地区	豊川町、本町、宮後 1～3 丁目、一之木 1～5 丁目 大世古 1～4 丁目、曾祢 1・2 丁目
有緝地区	河崎 1～3 丁目、船江 1～4 丁目
明倫地区	尾上町、岡本 1～3 丁目、岩淵 1～3 丁目、吹上 1・2 丁目
早修地区	常磐 1 丁目、宮町 2 丁目

3.3 避難場所の種類と安全度ランク

(1) 避難場所の種類

伊勢市では、従来の「一次（緊急）避難場所」「二次（収容）避難場所」及び、「風水害」「震災」の災害による区分を廃止し、「指定避難所」「津波緊急避難所（場所）」「要援護者避難所」に改めて設定するとともに、これとは別に「自治会避難所」を設けている。

また、災害の危険が去った後に自宅に避難ができない避難者について、「避難生活施設」を開設することとしている。

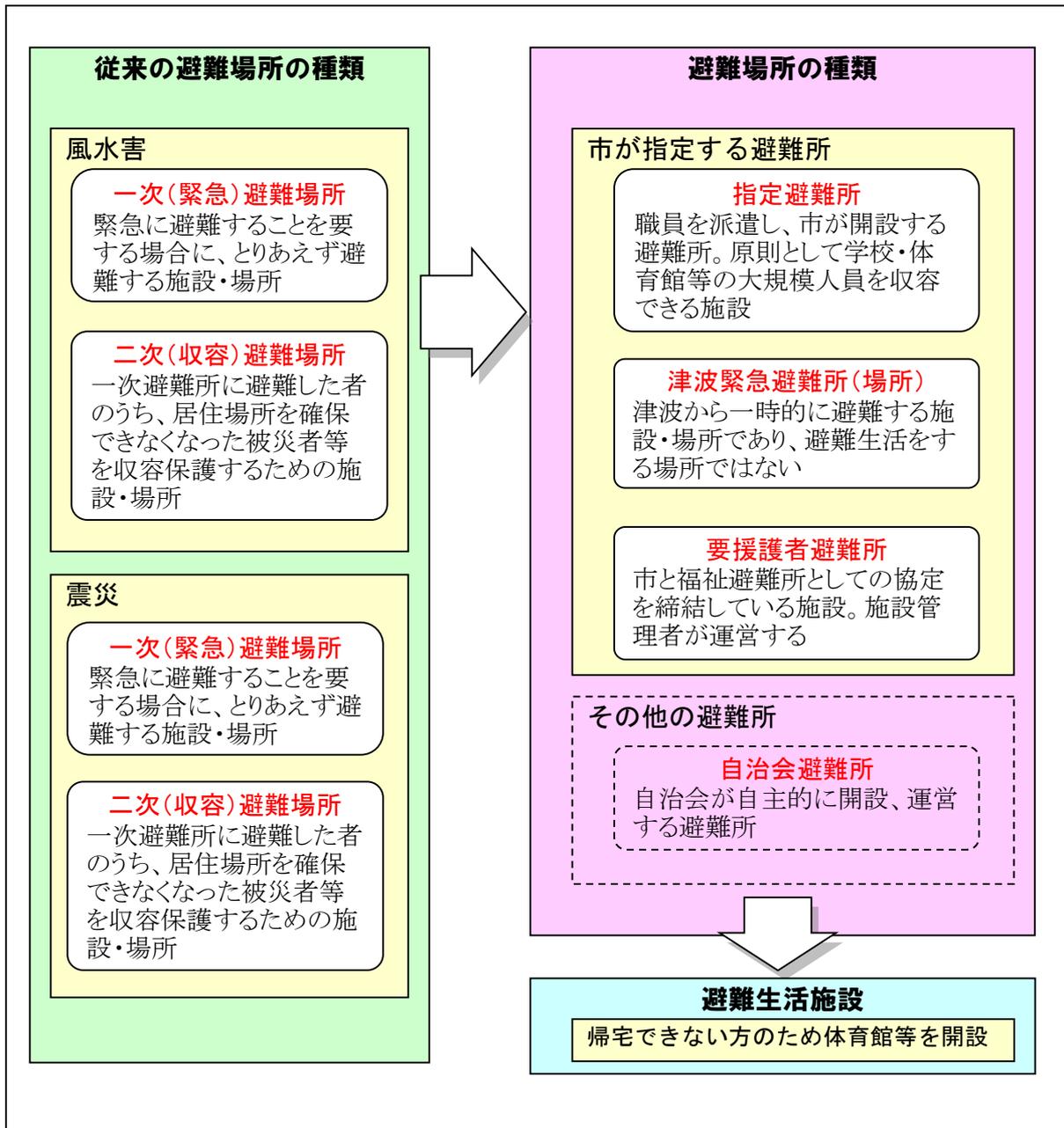


図4 避難場所の種類

(2) 安全度ランクの設定

避難所・避難場所の安全度ランクを設定することにより、避難先の優先度を示す。

以下のとおり安全度ランクを設定する。

表2 安全度ランクの設定条件一覧

安全度ランク	安全度	条件
☆☆☆	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難所	・ハザード区域外の避難所
☆☆	浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難所	・津波浸水想定区域内でガイドライン「津波に対する構造安全性」※1 適合 ・土砂災害（特別）警戒区域外
☆	津波浸水想定区域内で、ガイドライン「津波に対する構造安全性」※1の安全が確認されていない避難所	・ガイドライン「津波に対する構造安全性」※1 不適合 ・「S構造の津波に対する構造安全性」※2が確認された建築物 ・土砂災害（特別）警戒区域外
▲	各種災害から時間的に余裕がない場合に、緊急的に避難する施設であり、構造、各種被害予測から一定の危険性がある避難所	・ガイドライン「津波に対する構造安全性」※1 不適合かつ浸水に対して余裕のない（浸水標高から避難目標階床面までの余裕高が2.0mより小さく避難目標階より上に避難スペースがない又は避難目標階より上に安全に避難できない）施設 ・津波緊急避難所の内、土砂災害（特別）警戒区域に一部がかかっている施設 ・津波注警報が発表された場合には隣接する校舎等に避難する必要がある屋内運動場、体育館 ・山間部で災害時に孤立の危険性があり構造条件等を満たしていない施設

※1 ガイドライン「津波に対する構造安全性」とは、以下の条件を満たす施設。

- ・想定浸水深が1m以下の場合2階以上の建築物
- ・想定浸水深が2m以下の場合3階以上の建築物
- ・想定浸水深が3m以下の場合4階以上の建築物

※2 「S構造の津波に対する構造安全性」とは、以下の要件をすべて満たす施設。

- ・新耐震設計基準対応（昭和56年6月以降に建築確認を受けた建築物）
- ・重量鉄骨造
- ・ラーメン構造（設計図書で確認する。ない場合は3階建相当以上かつ建物用途（事務所、商業施設、アパート等）で判断する。）
- ・津波波圧の低減効果※3（海岸、河川からの距離500m以上）を得られる施設

※3 津波波圧の低減効果は、「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について（技術的助言）」より、海岸から500m以上離れた施設に適用する。

※4 施設の各階層により安全度ランクが異なる場合は分けて指定する。

（例：2階▲、3階以上☆）

表3 避難所・避難場所の安全度ランクの早見表

災害区域			条件	高台	建物構造			
土砂	津波	洪水			RC構造	SRC構造	S構造	W構造
外	外	外	災害区域外	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆
外	内	外or内	「津波に対する構造安全性」に適合している	—	☆☆	☆☆	—	—
外	内	外or内	「津波に対する構造安全性」に適合していない	—	☆	☆	☆	—
外	内	外or内	「S構造の津波に対する構造安全性」に適合している					
外	内	外or内	「津波に対する構造安全性」に適合していないかつ浸水に対して余裕がない（浸水標高から避難目標階床面までの余裕が2.0mより小さく避難目標階より上に避難スペースがない又は避難目標階より上に安全に避難できない）施設	—	▲	▲	指定しない	指定しない
外	外	外	山間部で災害時に孤立の危険性があり構造条件等を満たしていない施設	—	▲	▲	▲	▲
内	内	外or内	津波浸水想定区域内で、津波浸水の要件を満たしているが、土砂災害（特別）警戒区域に一部がかかる施設	▲	▲	▲	▲	指定しない
内	外	外or内	津波浸水想定区域外で、土砂災害（特別）警戒区域内に立地	指定しない	指定しない	指定しない	指定しない	指定しない



図5 避難所の安全度ランクと避難先のイメージ

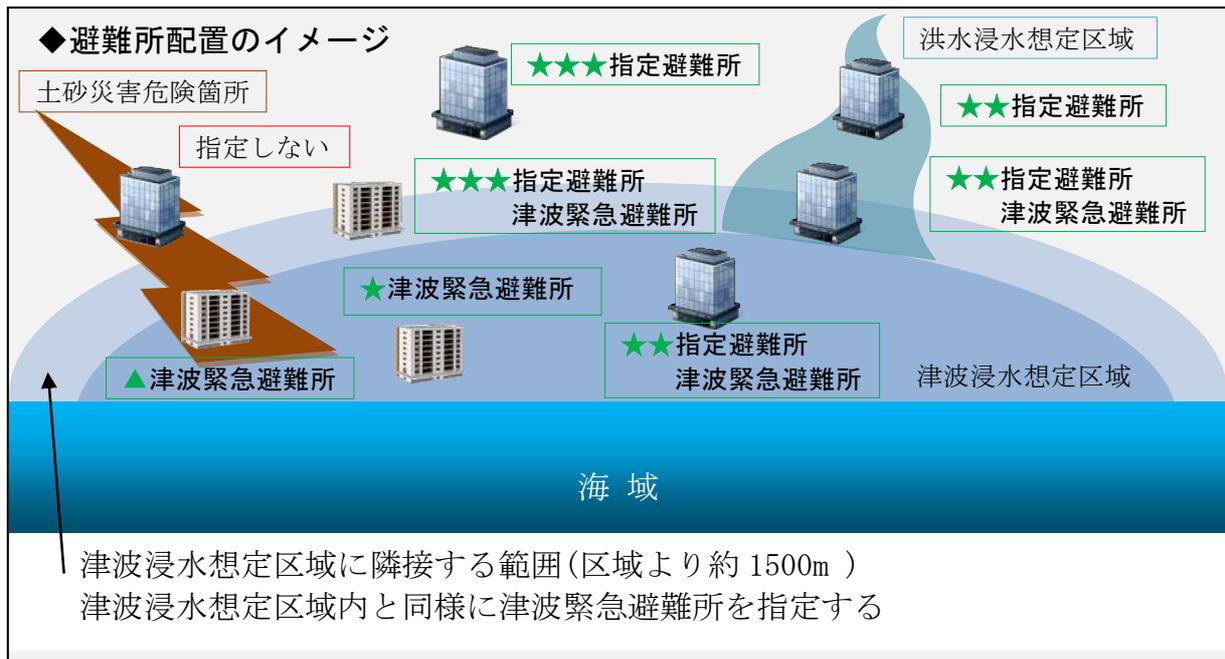


図 6 避難所配置のイメージ

3.4 伊勢市内の津波緊急避難所及び津波緊急避難場所

津波緊急避難所及び津波緊急避難場所は、次の点に留意し指定・設定する。

(1) 基本事項

- ①原則、「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月内閣府政策統括官（防災担当）」の要件を満たす施設とする。
- ②建築物だけでなく、場所（高台や山等）も指定する。
- ③津波から一時的に避難する施設（場所）であり、避難生活をする場所ではない。
- ④24 時間利用できる施設（場所）とする。
- ⑤危険物保管場所が近くになく、保安距離が必要な危険物施設については保安距離以上（危険物の規制に関する政令）離れた施設（場所）とする。
- ⑥津波浸水想定区域内及び津波浸水想定区域に隣接する範囲（区域より約 1,500m）のうち一定以上の安全を確保できる施設（場所）を指定する。
- ⑦指定する際には施設の何階以上と位置を指定する。（例：○○小学校校舎 2 階以上）
- ⑧施設の各階層により安全度ランクが異なる場合は分けて指定する。（例：2 階▲、3 階以上☆）
- ⑨伊勢市で大きな地震を感知した後に発表される津波注意報・警報に対しては津波緊急避難所へ職員を派遣できない。

(2) 指定基準

- ①耐震構造（新耐震設計又は構造耐震指標が 0.6 以上）の建築物とする。
- ②津波に対する構造安全性の基準（※）を満たしている建築物を基本とするが、満たしていない建築物も「津波避難ビル等に係るガイドライン」に不適合であることを公表し、指定する。

※津波に対する構造安全性の基準

- ・ 想定浸水深が 1m 以下の場合 2 階以上の建築物
- ・ 想定浸水深が 2m 以下の場合 3 階以上の建築物
- ・ 想定浸水深が 3m 以下の場合 4 階以上の建築物

- ③耐火・準耐火建築物とする。
- ④各種災害（地震、津波、洪水、土砂）に対して安全を確保できる施設とする。
- ⑤津波浸水想定区域内においては RC（鉄筋コンクリート）又は SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）構造の建築物を基本とし、S（鉄骨）構造の建築物で、津波の圧力が減じて到達すると考えられる立地条件の場合は指定する。
- ⑥津波浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設とする。
- ⑦洪水浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設とする。
- ⑧津波浸水想定区域内の体育館は指定しない。
- ⑨「津波注意報」、「津波警報」、「大津波警報」発表時は高台又は安全度ランク☆以上の津波緊急避難所へ避難することを基本とし、警報・注意報が解除された後に「避難生活施設」を開設する。
- ⑩周囲により高い安全な場所（高台、山等）がある施設は、指定しない。
- ⑪海岸沿いで、津波の圧力が減ることなく到達すると考えられる施設の内、津波に対する構造安全性の基準を満たしていない建築物は避難所に指定しない。

(3) 津波緊急避難所及び津波緊急避難場所

平成 28 年 8 月現在の津波緊急避難所及び津波緊急避難場所は以下の通りである。

表 4 津波緊急避難所・津波緊急避難場所一覧

名 称	指定 避難所	津波緊急 避難所	安全度 ランク	避難生活 施設	収容可能 人員(人)	備 考
進修小学校 校舎	○	○	☆☆☆	-	2,306	
進修小学校 屋内運動場	○	○	☆☆☆	○	593	
五十鈴中学校 校舎	○	○	☆☆☆	-	5,605	
五十鈴中学校 屋内運動場	○	○	☆☆☆	○	1,314	
修道小学校 校舎	○	○	☆☆☆	-	4,487	
修道小学校 屋内運動場	○	○	☆☆☆	○	920	
明倫小学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	3,353	
いせ市民活動センター	2階以上	2階以上	☆☆	○	843	
シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢 (観光文化会館)	2階以上	2階以上	☆☆	○	5,880	

名 称	指定 避難所	津波緊急 避難所	安全度 ランク	避難生活 施設	収容可能 人員(人)	備 考
有緝小学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	3,501	
厚生中学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	4,342	
厚生小学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	3,790	
伊勢市福祉健康センター	2階以上	2階以上	☆☆	○	4,617	
早修小学校 校舎	○	○	☆☆☆	-	3,694	
早修小学校 屋内運動場	○	○	☆☆☆	○	828	
宇治山田高等学校 校舎	○	○	☆☆☆	-	4,285	
宇治山田高等学校 体育館	○	○	☆☆☆	-	1,761	
伊勢市子育て支援センターきらら館	-	2階 テラス	☆☆	-	280	
中島小学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	3,827	
伊勢宮川中学校 校舎	○	○	☆☆☆	-	7,124	
伊勢宮川中学校 屋内運動場	○	○	☆☆☆	○	1,428	
三郷山	-	○	▲	-	-	
旧神社小学校 校舎	2階	2階	▲	-	818	
	3階以上	3階以上	☆☆	-	2,315	
港中学校 校舎	2階	2階	▲	-	1,599	
	3階以上	3階以上	☆	-	2,775	
竹ヶ鼻第一団地(東棟)	-	2階	▲	-	18	
	-	3階以上	☆☆	-	38	
竹ヶ鼻第一団地(西棟)	-	2階	▲	-	6	
	-	3階以上	☆☆	-	13	
シンフォニアテクノロジー 総合ビル	-	2階以上	☆	-	1,290	民間
シンフォニアテクノロジー 五十鈴寮	-	2階	▲	-	232	民間
	-	3階以上	☆☆	-	488	
イオンタウン伊勢ララパーク	-	屋上 駐車場	☆	-	11,500	民間
大湊地区コミュニティセンター	-	2階	▲	-	179	
	-	屋上	☆	-	107	
旧大湊小学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	2,721	
三重県下水道公社宮川浄化センター	-	2階以上	☆	-	720	
倉田山中学校 校舎	-	○	▲	-	6,526	
倉田山中学校 屋内運動場	○	○	▲	○	1,496	
伊勢高等学校 校舎	○	○	☆☆☆	-	8,627	
伊勢高等学校 体育館	-	○	▲	-	1,651	

名 称	指定 避難所	津波緊急 避難所	安全度 ランク	避難生活 施設	収容可能 人員(人)	備 考
伊勢工業高等学校 校舎	2階	2階	▲	-	3,918	
	3階以上	3階以上	☆	-	3,918	
伊勢市生涯学習センター	○	○	☆☆☆	○	5,337	
黒瀬市民館	-	2階以上	▲	-	172	
宇治山田商業高等学校 校舎	○	○	☆☆☆	-	9,510	
宇治山田商業高等学校 体育館	○	○	☆☆☆	-	1,376	
浜郷小学校 校舎	2階	2階	▲	-	936	
	3階以上	3階以上	☆	-	1,822	
伊勢まなび高等学校 校舎	-	2階以上	▲	-	4,188	
倉田山公園	-	○	☆☆☆	-	-	
皇学館大学 第一グラウンド	-	○	☆☆☆	-	-	民間
豊浜西小学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	2,361	
旧豊浜中学校 校舎	2階	2階	▲	-	838	
	3階以上	3階以上	☆	-	1,444	
小川町民会館	-	2階	▲	-	182	
	-	屋上	☆	-	174	
豊浜東小学校 校舎	2階	2階	▲	-	690	
	3階以上	3階以上	☆	-	1,266	
東豊浜町土路区町民会館	-	2階以上	▲	-	172	
清掃工場	-	2階のみ	☆☆	-	900	
クリーンセンター	-	2階のみ	☆☆	-	300	
北浜小学校 校舎	2階	2階	▲	-	870	
	3階以上	3階以上	☆	-	1,438	
海恵の宿	-	2階	▲	-	45	民間
	-	3階以上	☆	-	45	
有滝町民会館	-	2階	▲	-	172	
	-	屋上	☆	-	213	
旧北浜中学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	2,233	
東大淀小学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	1,438	
柏町民会館	-	2階以上	▲	-	80	
東大淀町民会館	-	2階以上	▲	-	205	
城田小学校 校舎	○	○	☆☆☆	-	3,499	
城田小学校 屋内運動場	○	○	☆☆☆	○	760	
城田中学校 校舎	3階以上	3階以上	☆☆	-	2,333	
四郷小学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	1,976	
イオン伊勢店	-	屋上 駐車場	☆☆	-	13,000	民間

名 称	指定 避難所	津波緊急 避難所	安全度 ランク	避難生活 施設	収容可能 人員(人)	備 考
二見老人福祉センター	2階以上	2階以上	▲	-	509	
二見公民館	2階以上	2階以上	☆	-	538	
溝口会館	-	2階以上	▲	-	160	
二見浦小学校 校舎	2階	2階	▲	-	1,034	
	3階以上	3階以上	☆	-	1,675	
二見中学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	2,822	
西コミュニティセンター	-	2階以上	☆	-	233	
今一色コミュニティセンター	-	2階	▲	-	11	
	-	屋上	☆	-	115	
光の街コミュニティセンター	-	○	▲	-	576	
県営住宅(五十鈴川団地)	-	2階	▲	-	16	
	-	3階以上	☆☆	-	64	
茶屋区防災センター	-	2階	▲	-	64	民間
	-	3階以上	☆	-	64	
伊勢忍者キングダム駐車場	-	○	☆☆☆	-	-	民間
シルバーケア豊壽園	-	2階以上	▲	-	1,600	民間
西農業研修センター	-	2階	▲	-	60	民間
	-	屋上	☆	-	48	
カーサ二見A	-	2階以上 階段・通路	☆☆	-	60	
カーサ二見B	-	2階以上 階段・通路	☆☆	-	60	
音無山	-	○	▲	-	-	
国道42号 緑の一里塚(パーキング)	-	○	☆☆☆	-	-	
太江寺境内	-	○	▲	-	-	民間
小俣保健センター	2階以上	2階以上	☆☆	○	825	
小俣小学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	3,654	
小俣中学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	4,415	
小俣農村環境改善センター	2階以上	2階以上	☆☆	○	600	
小俣北部公民館	-	○	☆☆☆	-	326	
明野高等学校 校舎	○	○	☆☆☆	-	8,837	
明野高等学校 体育館	○	○	☆☆☆	-	1,350	
明野小学校 校舎	○	○	☆☆☆	-	1,477	
明野小学校 屋内運動場	○	○	☆☆☆	○	1,350	

名 称	指定 避難所	津波緊急 避難所	安全度 ランク	避難生活 施設	収容可能 人員(人)	備 考
市営大仏山公園	-	○	☆☆☆	-	-	
御菌小学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	3,908	
御菌中学校 校舎	2階以上	2階以上	☆	-	4,175	
ハートプラザみその	2階以上	2階以上	☆	○	1,682	
御菌第二保育園	2階以上	2階以上	☆☆	-	525	
新高公民館	-	2階以上	☆	-	195	
高向公民館	-	2階以上	☆☆	-	211	
上長屋公民館	-	2階以上	☆☆	-	151	
中長屋公民館	-	2階以上	☆	-	122	
下長屋公民館	-	2階以上	☆	-	148	
王中島公民館	-	2階以上	☆	-	168	
新開公民館	-	2階以上	▲	-	212	
上條公民館	-	2階以上	▲	-	164	
小林公民館	-	2階	▲	-	100	
	-	3階以上	☆	-	188	
小林ポンプ場	-	3階以上	☆☆	-	290	
マンション大山	-	2階	▲	-	42	民間
	-	3階以上	☆	-	42	
アビーロード	-	2階	▲	-	46	民間
	-	3階以上	☆☆	-	91	
アルタイル	-	2階	▲	-	49	民間
	-	3階以上	☆☆	-	86	
マエストロ御菌	-	2階	▲	-	36	民間
	-	3階以上	☆☆	-	109	
マンションK&K	-	2階	▲	-	30	民間
	-	3階以上	☆☆	-	100	
マンションM&E	-	2階	▲	-	24	民間
	-	3階以上	☆☆	-	111	
アンジュール小木Ⅱ	-	2階	▲	-	36	民間
	-	3階以上	☆☆	-	180	
わが家 伊勢	-	2階	▲	-	257	民間
	-	3階以上	☆	-	936	
ゆたかこども園	-	2階	▲	-	185	民間
	-	3階以上	☆	-	709	
明神ポンプ場	-	3階以上	☆	-	272	
村松町津波避難施設(タワー)	-	○	☆☆	-	368	
大湊町津波避難施設(タワー)	-	○	☆☆	-	1,333	

名 称	指定 避難所	津波緊急 避難所	安全度 ランク	避難生活 施設	収容可能 人員(人)	備 考
大湊町津波避難施設(タワー)	-	○	☆☆	-	1,333	
有滝町津波避難施設(タワー)	-	○	☆☆	-	906	
一色町津波避難施設(タワー)	-	○	☆☆	-	1,408	
磯町津波避難施設(マウンド)	-	○	☆☆	-	587	
二見町西津波避難施設(タワー)	-	○	☆☆	-	1,799	
東豊浜町津波避難施設(タワー)	-	○	☆☆	-	864	
二見町今一色津波避難施設(タワー)	-	○	☆☆	-	1,215	
三交イン伊勢市駅前	-	2階以上	☆	-	598	民間
クレド宮後		2階以上	☆☆	-	95	民間
桜浜中学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	5,737	
桜浜中学校 屋内運動場	2階以上	2階以上	☆☆	○	1,366	
シンフォニアエンジニアリング	-	2階以上	☆	-	59	民間
みなと小学校 校舎	2階以上	2階以上	☆☆	-	3,986	
みなと小学校 屋内運動場	2階以上	2階以上	☆☆	○	944	

3.5 避難経路

避難経路は、下記の観点に留意して地域住民に設定してもらうよう、啓発を行う。

(1) 安全性

- ①避難する住民数を考慮した幅員が確保されているかどうか。
- ②山崩れ、建物やブロック塀の倒壊、落下物等の危険性が低いかどうか。
- ③液状化の危険が低いかどうか。
- ④橋梁を利用する場合は、耐震性が確保されているかどうか。
- ⑤海沿いや、河川沿いの道路を避けるルートが設定されているかどうか。
- ⑥指定した避難経路を使用できなくなった場合、他の道路を利用した避難が行えるかどうか。

※特に、防潮堤や橋梁等、避難の障害になる可能性のある部分は、慎重に検討を行う。

(2) 避難のしやすさ

- ①日々の生活で使い慣れている道路かどうか。
- ②避難所・避難場所まで、わかりやすい順路となっているかどうか。

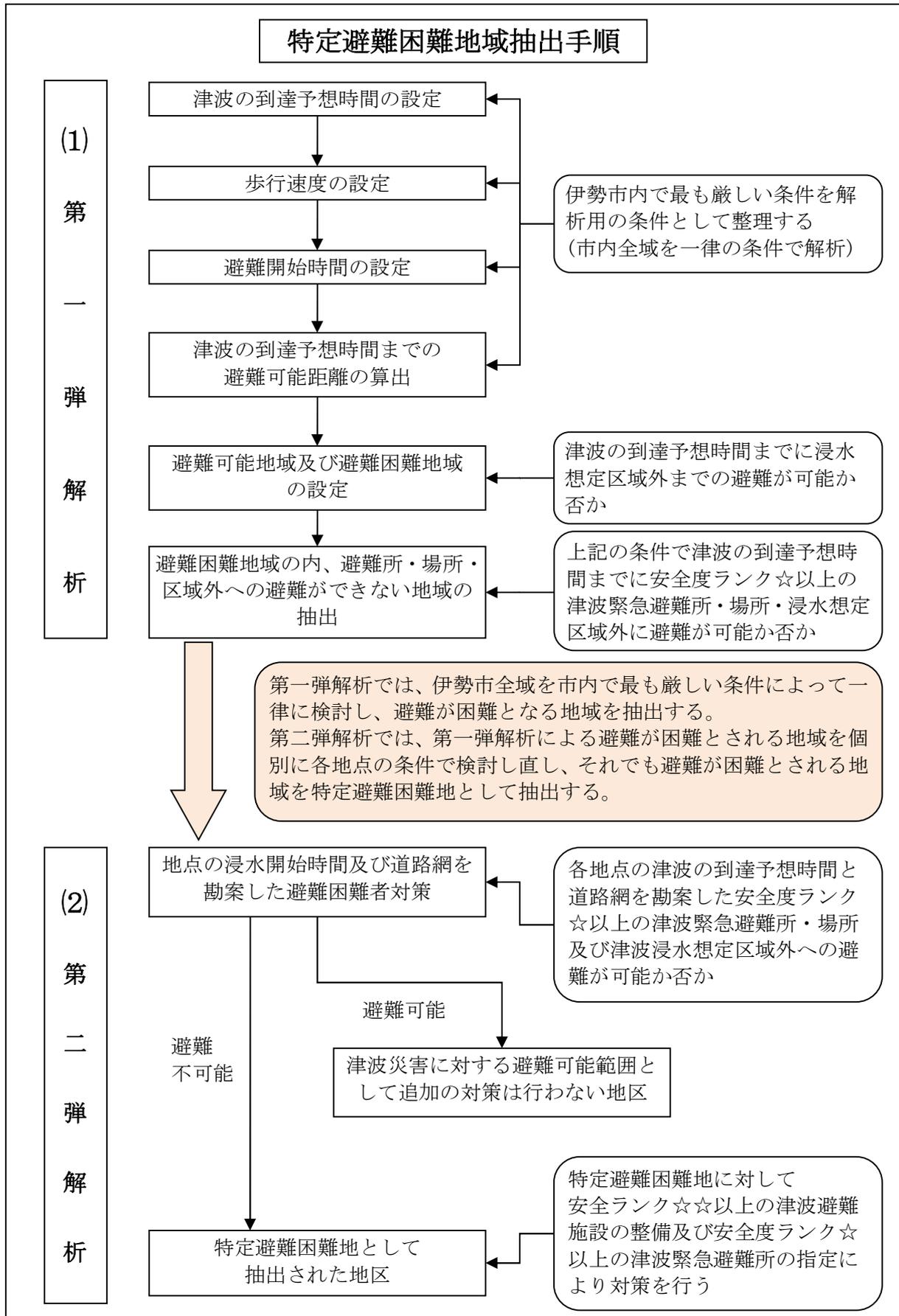


図8 特定避難困難地域抽出のフローチャート

(1) 第一弾解析

(1)-1 津波の到達予想時間

到達予想時間は、津波到達時間等一覧表（平成 23 年版）（防災みえ.jp）より設定する。

表 6 平成 23 年三重県津波浸水予測 (M9.0) 伊勢市抜粋

地名	平成 23 年三重県津波浸水予測 (M9.0)		
	50cm 津波到達時間 (分) (※)	最大津波到達まで に要する時間 (分)	最大津波高 TP (m)
伊勢市外城田川	32	202	3.11
伊勢市宮川 (大湊)	32	122	3.24
伊勢市五十鈴川	30	118	3.18
伊勢市二見町二見浦	30	149	3.55
伊勢市二見町五十鈴川派川	31	148	4.05

※採用する津波到達時間は、以下の平成 23 年三重県津波浸水予測における「ご使用にあたっての注意」を参考に、50cm 水深を採用する。

<p>(1) 50cm 津波到達時間</p> <p>地震発生に伴う地殻変動後の水位を初期水位として、同水位から 50cm 上昇するまでに要する時間を計算しました。</p> <p>50cm の程度の津波に巻き込まれると、避難が極めて難しくなることから、最大の津波到達まで決して待つことなく、早期に避難を開始し、避難を完了するまでの一つの目安となる時間としてお考えください。</p>

表 6 より、50cm 津波の到着予想時間は市内で最も早い 30 分として設定する。

(1)-2 歩行速度

歩行速度は、表 7 より、昼間で高齢者、群集等の場合 1.0m/秒前後、夜間及び乳幼児、重病人の場合 0.5m/秒で設定している例が多い。従って、夜間＝歩行困難として歩行困難者 0.5m/秒を採用する。尚、国の「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月）」においても「歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等は歩行速度を 0.5m/秒とする」としており整合はとれていると考える。

表 7 歩行速度

歩行速度	条件	出典
1.3m/秒	老人単独	日本建築学会 大会学術講演梗概集
0.88～1.29m/秒	群集	
0.91m/秒	身障者	
1.0m/秒	通常	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告（中央防災会議）
0.5m/秒	高齢者、乳幼児	
1.0m/秒	群集、老人、地理不案内者	市町村における津波避難計画策定指針（消防庁）
0.5m/秒	歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等	
1.0m/秒	昼間	福島県沿岸市町津波避難計画策定の手引き
0.5m/秒	夜間	
1.146m/秒	遅い人	漁港漁村津波対策基本方針策定委託業務(高知県)

(1)-3 避難開始時間

避難開始までにかかる時間は、津波警報までの時間（3分）＋避難準備時間（2分：非常時持ち物準備時間）とする。よって、伊勢市においては地震発生から津波避難開始までにかかる時間を5分と設定する。

(1)-4 津波の到達予想時間までの避難可能距離の算出

(1)-1～(1)-3 で設定した値より、避難可能距離は下式により算出した。

$$\begin{aligned} \text{避難可能距離(m)} &= \text{歩行速度 } 0.5(\text{m/秒}) \\ &\quad \times (\text{津波の到達予想時間 } 30(\text{分}) - \text{避難開始時間 } 5(\text{分})) = 750\text{m} \end{aligned}$$

よって、津波の到達予想時間までの避難可能距離は750(m)を採用する。

(1)-5 避難可能地域の設定

(1)-4 で避難可能距離を750mとしたことから、避難対象地域（津波の浸水想定区域）のうち、津波到達予想時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが可能な地域を、浸水想定区域の端から750mの範囲（道路網考慮）とした。

(1)-6 避難困難地域の設定

(1)-5 より避難対象地域（津波の浸水想定区域範囲）のうち、避難可能範囲を除いた地域を津波到達予想時間までに、避難対象地域（津波の浸水想定区域範囲）の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域とした。この地域に対して、(1)-7により安全度ランク☆以上の避難所・避難場所への避難ができない地域を抽出することとする。



図9 伊勢市避難困難地域図

(1)-7 避難困難地域の内、安全度ランク☆以上の津波緊急避難所・場所へ避難ができない地域の抽出

1) 避難施設毎の避難範囲の設定（避難範囲の重複なし）

①平成 22 年度国勢調査 調査区を基本として、各地片内において建物密度がほぼ一定となるように小単位区（避難人口算出用地区割）に分割した。

また、国勢調査 基本単位区（平成 24 年 12 月 11 日公表）により各小単位区に人口を与え、各小単位区内で建物毎に人口を鞍分した。

②10m ピッチで避難可能距離を設定し、それを半径とする円を避難範囲とした。

③避難範囲の面積と各建物に鞍分された人口から、避難範囲内人口を算出。これを「避難可能人口」とした。

④「避難範囲」は、「避難可能人口」が該当避難施設の規模による「収容人口」を上回らない最大半径（10m ピッチ）の円とした。

⑤「避難範囲」の最大範囲は、津波到達予想時間までの移動可能範囲（半径 750m）とした。

2) 避難範囲が重複する場合の「避難範囲の拡大」を検討（避難範囲の重複あり）

避難範囲の重なるの多寡に応じて、以下の手順によって検討を行った。

①平成 22 年度国勢調査 調査区を基本として、各地片内において建物密度がほぼ一定となるように小単位区（避難人口算出用地区割）に分割した。また、国勢調査 基本単位区（平成 24 年 12 月 11 日公表）により各小単位区に人口を割振り、各小単位区内で建物毎に人口鞍分を行うことにより、伊勢市内の人口分布データを作成した。

◆重なりが少ない場合

②重複する避難範囲の面積と、各建物に鞍分された人口から、重複部分の避難可能人口を算出した。

③重複する避難範囲において範囲の規模（半径：移動可能距離）に相違がある場合、住宅の密度を考慮して、拡大する避難範囲（避難施設）を選択した。

◆重なりが複雑な場合（市街地）

< 拡大検討 1 >

④錯綜している地区のうち、拡大した場合に最もエリアが広がる避難範囲（避難施設）を抽出した。

⑤当該施設への避難範囲（設定した範囲）のうち、重複分を除いた部分の面積と、建物毎に鞍分された人口から、重複分を除いた避難可能人口を算出した（ 図 10 のピンクの範囲）。

< 拡大検討 2 >

⑥次に、更にエリアの拡大が可能な避難範囲（避難施設）を抽出し、②～③の要領で避難範囲の拡大を検討した。

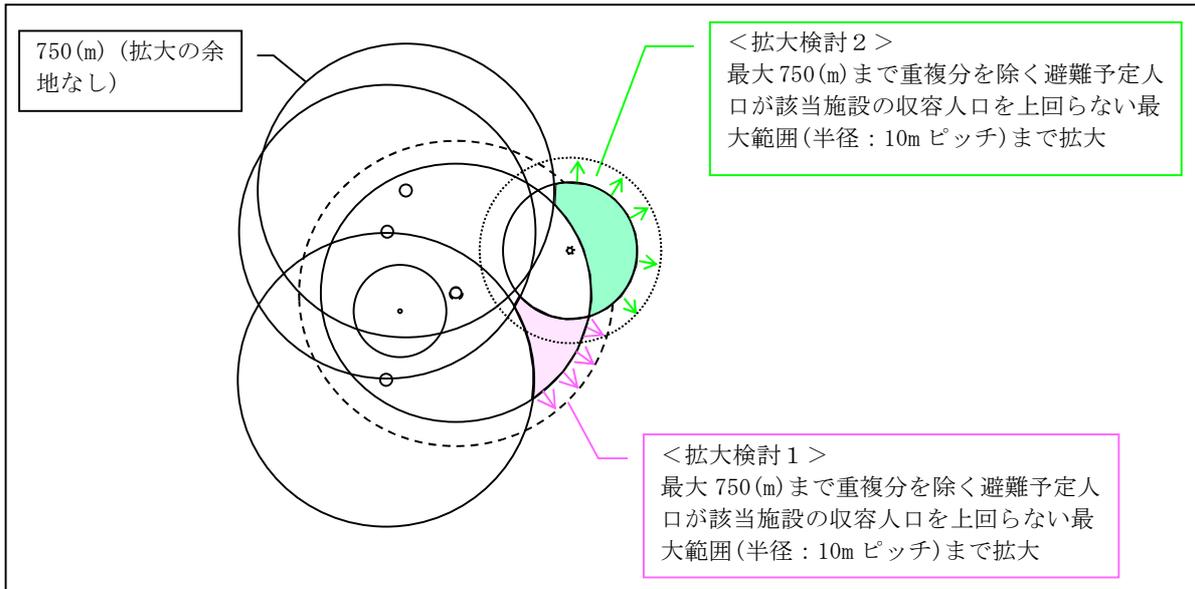


図 10 避難所重複時の処理イメージ

3) 避難困難地域の内、安全度ランク☆以上の津波緊急避難所・場所へ避難ができない地域と人口の抽出

①・項で検討した「避難施設への避難範囲」から包含されない地域を抽出した。

→「避難困難地域の内、安全度ランク☆以上の津波緊急避難所・場所へ避難ができない地域」

例：図 11 内  範囲（小学校、コミュニティセンター、ポンプ場 包含範囲外）

②建物毎に鞍分された人口から該当地域の人口を算出した。

→「①で抽出した地域内の人口」

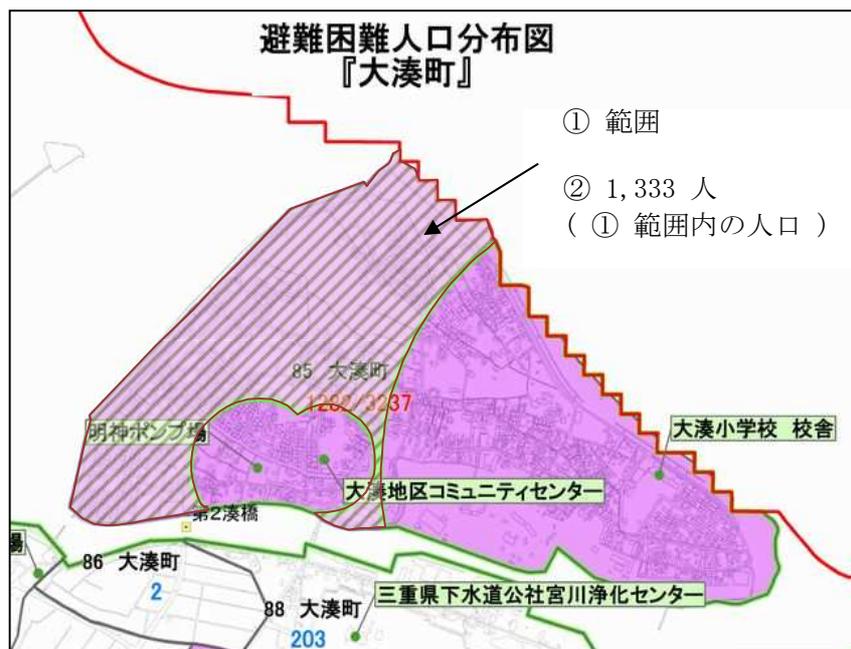


図 11 安全度ランク☆以上の津波緊急避難所・場所へ避難ができない地域と人口イメージ図

(1)-8 避難困難人口分布図の作成

(1)-1～(1)-7 の手法・条件により、避難困難地域の内、安全度ランク☆以上の避難所・避難場所へ避難ができない地域と人口を抽出し、**図 12**「安全度ランク☆以上の津波避難所へ避難できない範囲及び人口分布図」として図示する。

安全度ランク☆以上の津波緊急避難所へ避難できない範囲及び人口分布図

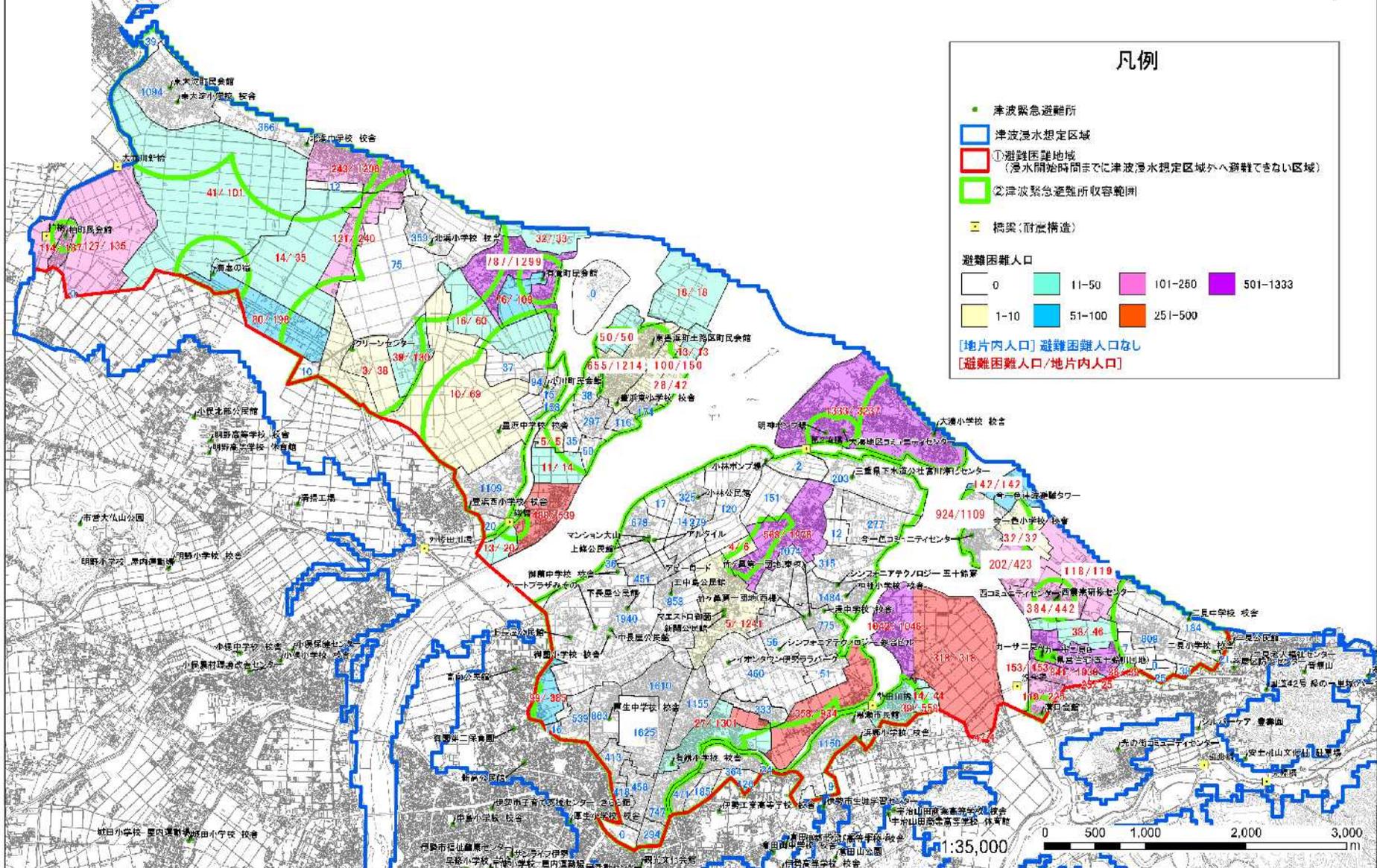


図 12 安全度ランク☆以上の津波避難所へ避難できない範囲及び人口分布図 (第一弾解析成果)

(1)-9 避難困難地域の内、安全度ランク☆以上の津波緊急避難所・場所または想定浸水区域外へ避難ができない地域と人口の抽出結果

(1)-8の結果から、伊勢市における避難困難地域の内、安全度ランク☆以上の津波緊急避難所・場所または想定浸水区域外へ避難ができない地区と人口は以下の通りになった。これらの地区に対しては、各々解消対策を策定することとする。

ただし、二見町西地区及び二見町今一色地区については、今一色小学校の廃校による津波緊急避難所の指定解除に伴い発生する避難困難者を含んだ人口にて検討を行うこととする。

表 8 避難困難地域の内、安全度ランク☆以上の津波緊急避難所・場所または想定浸水区域外へ避難ができない地区と人口(第一弾解析成果)

地区名	安全度ランク☆以上の避難所・避難場所へ避難ができない人口	地区の特徴
大湊町	1,333 人	避難所・避難場所がなく孤立
二見町西	1,916 人	海岸沿いで避難人口が多い
一色町	1,417 人	河川沿いで避難人口が多い
有滝町	911 人	海岸沿いで避難人口が多い
東豊浜町	934 人	海岸沿いで避難人口が多い
磯町	517 人	河川沿いで避難人口が多い
村松町	458 人	海岸沿いで避難人口が多い
馬瀬町	577 人	海岸沿いで避難人口が多い
田尻町	358 人	河川沿いで避難人口が多い
柏町	241 人	集落部で避難所・避難場所が少ない
御菌町高向	99 人	市街地で避難人口が多い
西豊浜・植山町	52 人	内陸部で避難人口はやや多い
東大淀町	41 人	範囲が広く、周囲に避難所・避難場所が少ない
二見町今一色	1,215 人	海岸沿いで避難人口が多い

(2) 第二弾解析

(2)-1 地点の浸水開始時間及び道路網を勘案した避難困難者対策

(1)-9 で抽出された地区について、各地点の津波の到達予想時間及び道路網及び第一弾解析上における安全度ランク☆以上の津波緊急避難所の収容能力の余裕分(該当施設に現状の避難予定者に追加で避難者を収容できる能力があるか)を勘案して近隣の安全度ランク☆以上の津波緊急避難所・場所及び津波浸水想定区域外への避難が可能か否かを判定した。

表 9 地区ごとの津波の到達予想時間及び道路網を勘案した避難方法及び可否一覧

地区名	津波の到達 予想時間	避難方法	避難可能 人口	避難不可 人口	避難 可否
大湊町	39 分	避難者は安全度ランク☆以上の津波緊急避難所への避難 上記に伴い特定避難困難者以外が移動	507 人	826 人 507 人 計 1,333 人	×
二見町西	49 分	一部避難者は安全度ランク☆以上の津波緊急避難所への避難	117 人	1,799 人	×
一色町	52 分	新規目標地点(高台:国道 23 号上)への避難	9 人	1,408 人	×
有滝町	39 分	一部避難者は安全度ランク☆以上の津波緊急避難所への避難	5 人	906 人	×
東豊浜町	39 分	一部避難者は磯町へ避難	70 人	864 人	×
磯町	39 分	安全度ランク☆以上の津波緊急避難所への避難は不可 東豊浜町からの避難者	0 人 0 人 計 0 人	517 人 70 人 計 587 人	×
村松町	37 分	一部避難者は安全度ランク☆以上の津波緊急避難所への避難 東大淀町からの避難者	91 人 0 人	367 人 1 人 計 368 人	×
馬瀬町	50 分	避難者は安全度ランク☆以上の津波緊急避難所への避難	0 人	577 人	×
田尻町	63 分	安全度ランク☆以上の津波緊急避難所及び新規目標地点(高台:国道 23 号上)への避難	358 人	0 人	○

地区名	津波の到達 予想時間	避 難 方 法	避難可能 人口	避難不可 人口	避難 可否
柏町	65 分	安全度ランク☆以上の津波緊急避難所及び新規目標地点（津波浸水想定区域外）への避難	241 人	0 人	○
御菌町高向	149 分	新規目標地点（津波浸水想定区域外）への避難	99 人	0 人	○
西豊浜・植山町	58 分	安全度ランク☆以上の津波緊急避難所への避難	52 人	0 人	○
東大淀町	58 分	安全度ランク☆以上の津波緊急避難所及び新規目標地点（津波浸水想定区域外）への避難 一部避難者は村松町へ避難	40 人 1 人 計 41 人	0 人	○
二見町今一色	40 分	避難者は津波緊急避難所への避難 （避難不可人口に西地区の避難可能人数を含む）	0 人	1,215 人	×

(2)-2 津波災害に対する避難可能範囲として津波避難施設の新たな整備は行わない地区

(2)-1 の結果より、表 10 に示す地区は詳細検討により、各地点の津波の到達予想時間及び道路網及び解析上における安全度ランク☆以上の津波緊急避難所の収容能力の余裕分（該当施設に現状の避難予定者に追加で避難者を収容できる能力があるか）を勘案して津波災害から安全に避難可能と判断できる為、特定避難困難地として抽出しない。

表 10 津波災害に対する避難可能範囲として津波避難施設の新たな整備は行わない地区一覧

地区名	津波の到達 予想時間	避 難 方 法	避難可能 人口	避難不可 人口	避難 可否
田尻町	63 分	安全度ランク☆以上の津波緊急避難所及び新規目標地点（高台：国道 23 号上）への避難	358 人	0 人	○
柏町	65 分	安全度ランク☆以上の津波緊急避難所及び新規目標地点（津波浸水想定区域外）への避難	241 人	0 人	○
御菌町高向	149 分	新規目標地点（津波浸水想定区域外）への避難	99 人	0 人	○
西豊浜・植山町	58 分	安全度ランク☆以上の津波緊急避難所への避難	52 人	0 人	○

地区名	津波の到達 予想時間	避 難 方 法	避難可能 人口	避難不可 人口	避難 可否
東大淀町	58 分	安全度ランク☆以上の津波緊急避難所及び新規目標地点（津波浸水想定区域外）への避難	41 人	0 人	○

(2)-3 特定避難困難地(第二弾解析成果)

(2)-1 の結果より、9 地区(大湊町・二見町西・一色町・有滝町・磯町・村松町・馬瀬町・東豊浜町・二見町今一色)が詳細検討により、各地点の津波の到達予想時間及び道路網及び解析上における安全度ランク☆以上の津波緊急避難所の収容能力の余裕分(該当施設に現状の避難予定者に追加で避難者を収容できる能力があるか)を勘案して津波災害から浸水想定区域外及び安全度ランク☆以上の津波緊急避難所に安全に避難ができないと判断され、特定避難困難地として抽出された。

各地区では、津波避難施設(タワー及びマウンド)の整備及び新たに津波緊急避難所を指定することにより、避難困難人口ゼロを達成することによって、特定避難困難地を解消することとする。

各地区における津波避難施設整備方針を表 11 に示す。

表 11 特定避難困難地区と解消の方策一覧

地区名	津波の到達 予想時間	対策人口 (施設の収容)	特定避難困難地区解消の方策
大湊町	39 分	1,333 人	平成 26 年度に津波避難施設(タワー)整備済 平成 26 年度に津波緊急避難所に指定
二見町西	49 分	1,799 人	平成 28 年度に津波避難施設(タワー)整備済 整備後に津波緊急避難所に指定
一色町	52 分	1,408 人	平成 27 年度に津波避難施設(タワー)整備済 平成 27 年度に津波緊急避難所に指定
有滝町	39 分	906 人	平成 27 年度に津波避難施設(タワー)整備済 平成 27 年度に津波緊急避難所に指定
東豊浜町	39 分	864 人	平成 29 年度に津波避難施設(タワー)整備済 整備後に津波緊急避難所に指定
磯町	39 分	587 人	平成 28 年度に津波避難施設(マウンド)整備済 整備後に津波緊急避難場所に指定
村松町	37 分	368 人	平成 25 年度に津波避難施設(タワー)整備済 平成 26 年度に津波緊急避難所に指定

地区名	津波の到達 予想時間	対策人口 (施設の収容)	特定避難困難地区解消の方策
馬瀬町	50 分	577 人	平成 27 年度に安全度ランク☆の津波緊急避難所が指定されたことにより特定避難困難地を解消
二見町今 一色	40 分	1,215 人	平成 29 年度に津波避難施設(タワー)整備済整備後に津波緊急避難所に指定

3.7 安全度の高い津波緊急避難所への避難検討

伊勢市では、津波災害に対して、市内の避難者全員が安全度ランク☆以上の避難所に避難することを基本としている。

その為、津波の浸水開始予想時間までに、理論上で避難者全員が安全度ランク☆以上の避難所に避難ができない地区(安全度ランク☆以上の施設のみで避難者全員を包含することができない地区)は、特定避難困難地とし既存施設の改修や新たな避難施設の整備を行い、津波災害に対して市内の避難者全員が、安全度ランク☆以上の避難所への避難が可能となるような体制を整える。

安全度ランク▲の避難所は一部に安全性を満たしていない施設ではあるが、発災時に予期せぬ事態に陥ったことにより、浸水開始予想時間までに安全度ランク☆以上の施設に避難することが不可能な場合に限り避難する施設として周知を行うものとする。

3.8 避難の方法

避難は原則徒歩によるものとする。但し、安全度ランク☆以上の津波緊急避難所及び避難目標地点までの距離が相当ある場合や、災害時要配慮者の円滑な避難が非常に困難等の理由で、やむをえず自動車等を利用する場合、渋滞や交通事故のおそれ、徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれを考慮し、自主防災組織等は、その実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておくものとする。

4. 初動体制

4.1 職員の参集

職員は、津波注意報や津波警報が発表されたとき、あるいは、強い地震を観測したときは速やかに表 12 の配置基準により参集するものとする。

(1) 職員の配置基準

被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力で推進するため、次の基準による配備の体制を整える。

表 12 災害に対する職員の配置基準（津波予報区は「三重県南部」）

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
第 1 配備 (準備体制)	各部の職員で災害情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ、直ちに第 2 配備に入れる体制とする。	1 次に掲げる事項のうち、いずれかが市に発表された場合に本部長が必要と認めるとき。 【警報】 (1) 暴風雪警報 (2) 暴風警報 (3) 大雨(雪)警報 (4) 高潮警報 (5) 洪水警報 (6) 波浪警報 【注意報】 (1) 強風注意報 (2) 大雨(雪)注意報 (3) 高潮注意報 (4) 洪水注意報 2 三重県南部に津波注意報が発表されたとき。 3 市の区域に震度 4 の地震が発生したとき。 4 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき。 5 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で本部長が必要と認めるとき。 6 その他地震に関する災害が発生したとき。
第 2 配備 (警戒体制)	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で応急対策を迅速的確に行い得る配備とし、速やかに第 3 配備に入れる体制とする。	1 次の警報の 1 以上が市に発表された場合において、本部長が必要と認めるとき。 (1) 暴風雪警報 (2) 暴風警報 (3) 大雨(雪)警報 (4) 高潮警報 (5) 洪水警報 2 市の区域の属する地域に津波警報が発表されたとき。 3 市の区域に震度 5 弱の地震があったとき。 4 東海地震注意情報が発表されたとき。 5 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で本部長が必要と認めるとき。 6 その他地震に関する災害が発生し本部長が必要と認めるとき。
第 3 配備 (非常体制)	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動が行える体制	1 市の区域の属する地域に大津波警報が発表されたとき。 2 市の区域に震度 5 強以上の地震があったとき。 3 東海地震の強化地域内に「警戒宣言」が発せられたとき。 (注：この場合は、地震災害警戒本部で対応する。) 4 風水害その他異常な自然現象あるいは大規模な人為的原因による災害が発生し又は予想されるときで本部長が必要と認めるとき。 5 地震又は津波による甚大な被害が発生又は予想されるときで本部長が必要と認めるとき。

※ 1 県内他市町に震度 5 強以上の地震が発生した場合、緊急協議を開催し対応を検討するものとする。

※ 2 災害の規模及び地域性等を考慮して、前記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に配備体制を整えるものとする。

※ 3 本部を設置したときは、人員の配備状況を県に報告する。

(2) 職員の参集

1) 勤務時間内における参集

職員は、勤務時間内に津波注意報、津波警報、大津波警報、又は震度 4 以上の地震が観測された場合は、速やかに配置基準に基づき災害対応業務に従事するものとする。

2) 勤務時間外における参集

職員は、勤務時間外、休日等において津波注意報、津波警報、大津波警報、又は震度 4 以上の地震が観測された場合は、すすんで所属のチームと連絡をとり、又は自らの判断で「伊勢市地域防災計画」に基づき、その情報を認知後、速やかに配置基準に基づき所定の場所へ参集するものとする。

(3) 職員の参集上の留意事項

①職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、自身の安全確保を最優先に行動する。十分な安全が確保された時点で所属のチームと連絡をとり、又は自らの判断で所定の場所に参集しなければならない。また勤務時間外においても、可能な方法により直ちに参集し、配備につかなければならない。

②定められた参集場所が浸水想定区域に含まれる職員は、強い地震もしくは長時間のゆっくりとしたゆれを感じて避難が必要であると認める場合、まずは各自がいる場所で避難行動支援を行い、自身も安全を確保した上で参集するものとする。そのため、職員は参集場所が浸水想定区域に含まれるかどうか、参集場所周辺の標高がどのようになっているかを事前に把握しておくものとする。

③参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後チーム長に報告するものとする。

各チームは報告内容を後方支援チームに報告するものとする。

4.2 津波に関する情報の収集

(1) 気象庁から収集する津波予報・津波情報

気象庁から収集する津波予報・津波情報は以下の通りである。

表 13 大津波警報・津波警報・津波注意報の種類（出典：気象庁のホームページ）

種 類	内 容
大津波警報・津波警報・津波注意報	津波の発生がある場合に、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（津波注意）が津波予報区単位で発表される
津波予報	津波警報、津波注意報の基準に満たない津波の予報が発表される（具体的には、0.2m 未満の海面変動の予想や、海面変動の継続について発表される）
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さが発表される
各地の満潮時刻、津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さが発表される

表 14 津波警報・津波注意報の種類（出典：気象庁のホームページ）

発表される警報・注意報	発表される津波の高さ	
	巨大地震の場合の発表	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)
大津波警報	巨大	10 m 超
		10 m (5 m 超 ~ 10 m の時)
		5 m (3 m 超 ~ 5 m の時)
津波警報	高い	3 m (1 m 超 ~ 3 m の時)
津波注意報	(表記無し)	1 m (0.2 m 超 ~ 1 m の時)

※ 1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨の津波予報が地震情報に含めて発表される。

※ 2 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知される。

※ 3 予報区名称は「三重県南部」として発表される。

(2) 海面の潮位観測による情報収集

津波警報等発表時の潮位観測箇所は下記の場所で行うことにより情報を収集する。

- ・下野町 下野ポンプ場付近 (Web 監視システム)
- ・有滝町 二級河川江川 江川排水機場付近 (黒瀬ポンプ場内監視操作盤)
- ・二見町 溝口第二ポンプ場付近 (Web 監視システム)

必要に応じて観測箇所を追加して観測することとする。

4.3 被害情報の収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後チーム長に報告するものとする。

各チームは報告内容を後方支援チームに報告するものとする。

(1) 主要交通機関の災害情報 (応急復旧チーム)

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ次の機関により収集する

①東海旅客鉄道株式会社

平日の昼間 三重支店 (電話 059-226-6140)

平日の夜間及び土、日、祝日 東海総合指令所 (電話 052-564-2467)

又は、J R 東海伊勢市駅 (電話 0596-28-3670)

②近畿日本鉄道株式会社

平日の昼間 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業部名古屋輸送統括部運輸部運行課

(電話 059-354-7021)

平日の夜間及び土、日、祝日 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業部名古屋輸送統括部

運輸部運行課運転指令 (電話 059-354-7022)

又は、近鉄宇治山田駅 (電話 0596-28-2767)

③三重交通株式会社

昼間 三重交通株式会社運転保安部運転指導課 (電話 059-229-5537)

夜間 三重交通株式会社中勢営業所 (電話 059-233-3501)

又は、三重交通株式会社伊勢営業所 (電話 0596-25-7131)

(2) 被害状況等調査収集

災害時において、人的被害及び住居等の被害状況を迅速的確に把握し、災害対策の万全を期すため、被害状況調査を次により実施する。

①調査担当者

収集する被害情報別に担当チームを定めて情報を収集する。

表 15 被害情報収集の役割分担

収集する被害情報		担当チーム	
①人的被害	死者、 行方不明者、 重傷者、 軽症者等の把握	一般住民	生活再建チーム
		市職員	後方支援チーム
		幼稚園児・児童・生徒	教育チーム
		教職員	教育チーム
	保育園児ほか福祉施設入所・通所者	避難所チーム	
②家屋被害	一般建物の全壊、半壊、一部損壊、床上・床下浸水等の状況	生活再建チーム	
③その他被害	農林業施設、農林産物及び家畜の被害状況	農林水産課	
	商工業施設の被害状況	商工労政課	
	危険物施設の被害状況	消防	
④公共施設被害	医療施設の被害状況	医療保健チーム	
	学校・社会教育施設の被害状況	教育チーム	
	文化施設・文化財等の被害状況	施設管理課	
	社会福祉施設の被害状況	施設管理課	
	し尿、一般廃棄物処理施設の被害状況	環境チーム	
	その他公共施設の被害状況	施設管理課	
⑤土木構造物被害	土木構造物の被害状況（河川、橋梁、道路等）	応急復旧チーム	
	上下水道施設の被害状況	上下水道チーム	
⑥ライフライン被害	鉄道・バス等の被害状況	応急復旧チーム	
	電気・電話・ガス等の途絶等の状況	情報チーム	
⑦その他	火災発生状況	消防チーム	
	避難収容施設の開設状況	避難所チーム	
	救護所の開設状況	医療保健チーム	
	河川、ダム、港湾、砂防、田畑の状況	応急復旧チーム	

②調査方法

調査に当たっては各チームの個別マニュアルに定めるものとする。

③その他

土木、農林水産、教育、市民生活、商工、観光、衛生関係等一般公共機関に被害が生じたときは、各チームにおいて施設等の名称、被害の程度、被害の種類、被害額等を調査する。

市長は、人身・家屋などに被害が発生したときは、直ちに知事に次の事項を報告する。

- ア 発生日時 イ 発生場所 ウ 被害の状況、応急措置の概要
エ 被災建築物応急危険度判定派遣要請の有無 オ その他参考事項

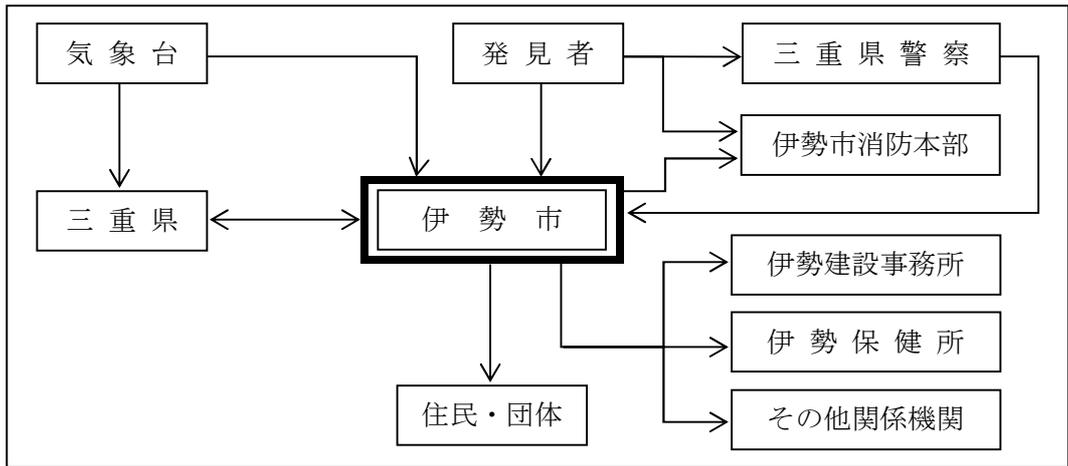


図 13 被害情報収集イメージ

4.4 津波に関する情報の伝達・周知

津波の予報は、危険地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達・周知されなければならないので、関係機関は次のとおり津波予報を伝達する。

地震災害情報の伝達

ア 伝達先 住民、学校、公共施設、公共的団体、関係企業

イ 伝達の方法 防災行政無線、CATV、ホームページ、電話、その他

ウ 広報伝達の系統

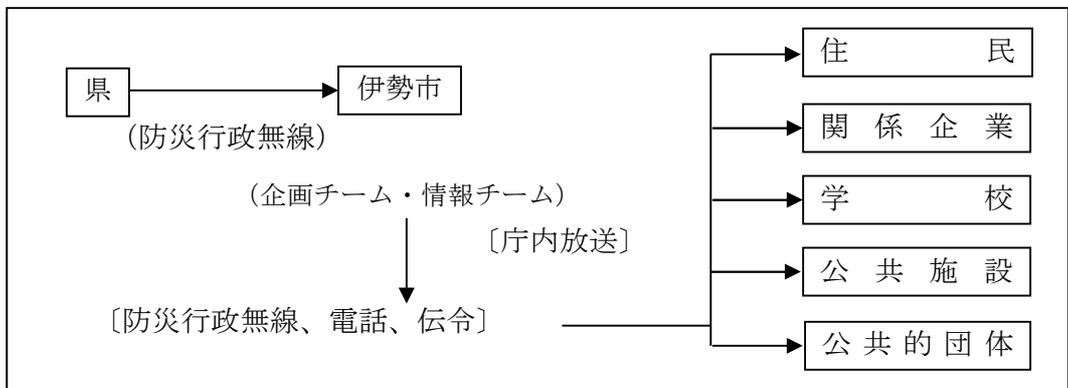


図 14 情報伝達・周知イメージ

津波予報の伝達系統及び伝達方法は、全国瞬時情報システム(J-ALERT)により、同報系防災行政無線を自動起動させ、住民へ緊急情報を伝達する。

津波に関する情報で、特に住民に広報すべき内容は、職員が同報系防災行政無線及び緊急速報メールを用いて伝達を行う。

(1) 周知方法

津波予報や津波情報を受けたとき又は市長が津波のおそれがあると認めたときは、津波予報等の情報を下記の方法により、沿岸住民及び海岸付近に滞在する観光客・釣り客に対し、周知を行う。

表 16 津波予報等の情報にかかる周知方法

伝達手段	伝達対象	伝達内容	実施担当
防災無線・サイレン	住民 海岸付近滞在者	津波予報 津波情報	企画チーム
消防車 広報車	住民 海岸付近滞在者	津波予報 津波情報 避難指示の内容	消防本部 情報チーム 他

1) 津波注意報が発表された場合の伝達方法

① 防災行政無線（防災メール、緊急速報メール、FAX、電話応答）

● 津波注意報が発表と同時に自動放送される内容

(消防サイレン 3 10 秒吹鳴 2 秒休止×2 回)
 津波注意報が発表されました。
 海岸付近の方は注意してください。
 こちらは広報いせです。(下り チャイム)

※消防庁（J-ALERT）により、配信される内容の定型文

● 防災メール、緊急速報メール、FAX の内容

津波注意報が発表されました。
 海岸付近の方は注意してください。
 海岸、河口、河川付近には近づかないでください。
 こちらは広報いせです。

※消防庁（J-ALERT）により、配信される内容の定型文に、市独自の内容を追加する。

② 広報車による広報内容

こちらは、広報いせです。津波注意報が発表されています。
 海岸、河口、河川付近には近づかないでください。

2) 津波警報が発表された場合の伝達方法

① 防災行政無線（防災メール、緊急速報メール、FAX、電話応答）

● 津波警報が発表と同時に自動放送される内容

(消防サイレン 2 5 秒吹鳴 6 秒休止×2 回)
津波警報が発表されました。
海岸付近の方は高台に避難してください。
こちらは広報いせです。(下り チャイム)

※消防庁（J-ALERT）により、配信される内容の定型文

● 防災メール、緊急速報メール、FAX の内容

津波警報が発表されました。
海岸付近の方は高台に避難してください。
こちらは広報いせです。
【避難指示対象地区】
二見地区（光の街を除く）、御菌町新開、御菌町小林、北浜地区、豊浜地区、
大湊地区、神社地区、浜郷地区、船江 2・3 丁目、朝熊町、鹿海町
避難場所は、高台・津波緊急避難場所です。

※消防庁（J-ALERT）により、配信される内容の定型文に、市独自の内容を追加する。

● 防災行政無線を手動で放送する場合の伝達文（例）

津波警報が発表されました。
直ちに、避難してください。
避難指示対象地区は、二見地区（光の街を除く）、御菌町新開、御菌町小林
北浜地区、豊浜地区、大湊地区、神社地区、浜郷地区、船江 2・3 丁目、朝
熊町、鹿海町
避難場所は、高台・津波緊急避難場所です。

② 広報車による伝達

原則として行わず、防災行政無線を中心に伝達する。ただし、遠地地震などの時間的猶予がある場合に、到達時間及び到達予測水位を考慮して判断する。

3) 大津波警報が発表された場合の伝達方法

① 防災行政無線（防災メール、緊急速報メール、FAX、電話応答）

● 大津波警報が発表と同時に自動放送される内容

- ・ 東日本大震災クラス

(消防サイレン 1 3 秒吹鳴 2 秒休止×3 回)
大津波警報。大津波警報。
東日本大震災クラスの津波がきます。
だたちに高台に避難してください。
こちらは広報いせです。(下り チャイム)

※消防庁 (J-ALERT) により、配信される内容の定型文

- ・ 東日本大震災クラス以外

(消防サイレン 1 3 秒吹鳴 2 秒休止×3 回)
大津波警報。大津波警報。
だたちに高台に避難してください。
こちらは広報いせです。(下り チャイム)

※消防庁 (J-ALERT) により、配信される内容の定型文

● 防災メール、緊急速報メール、FAX の内容

大津波警報。大津波警報。
だたちに高台に避難してください。
こちらは広報いせです。

【避難指示対象地区】
二見地区（光の街を除く）、御薊地区、小俣町元町、小俣町明野、北浜地区、
豊浜地区、大湊地区、神社地区、浜郷地区、厚生地区、有緝地区、明倫地区、
常磐 1・2 丁目、勢田町、藤里町、楠部町、朝熊町、鹿海町
避難場所は、高台・津波緊急避難場所です。

※消防庁 (J-ALERT) により、配信される内容の定型文に、市独自の内容を追加する。

●防災行政無線を手動で放送する場合の伝達文（例）

大津波警報が発表されました。
直ちに、避難してください。
避難指示対象地区は、二見地区（光の街を除く）、御菌地区、小俣町元町、
小俣町明野、北浜地区、豊浜地区、大湊地区、神社地区、浜郷地区、厚生地区、
有緝地区、明倫地区、常磐 1・2 丁目、勢田町、藤里町、楠部町、朝熊町、
鹿海町
避難場所は、高台・津波緊急避難場所です。

②広報車による伝達

広報車による伝達は行わず、防災行政無線を中心に伝達する。

5. 避難誘導等に従事する者の安全確保

東日本大震災において、被災地の消防団は、自らも被災者であったにもかかわらず、郷土愛護の精神に基づき、水門等の閉鎖、住民等の避難誘導、救助等の活動に献身的に従事された一方で、254名の消防団員が犠牲になっています。

その教訓をもとに「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」（消防長, 平成 24 年 8 月）が作成されました。この内容を踏まえ、伊勢市では「津波災害時の伊勢市消防団活動・安全管理マニュアル」（伊勢市消防本部, 平成 27 年）を策定し津波退避ルールを定めています。

津波退避ルールは「津波到達予想時刻 30 分前を目途に退避を優先」とします。

今後は消防団のみならず、地域で作成される避難計画や自主防災隊などの活動要領にも明確な「退避ルール」設定の必要性について東日本大震災の教訓とともに周知していく必要があります。

5.1 避難誘導等において前提とする考え方

津波からの避難においては自らの命を守ることが原則であり、避難誘導等を行う上での前提条件とします。

5.2 災害対応に従事する者の安全確保

市職員、消防団員等の災害対応に従事する者が、避難指示を発令する地域内での活動が想定される場合、基本的に津波到達時間等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先することとします。この考えに基づき、地震発生時に沿岸部に居た市職員、消防団員等は災害対応に従事することを優先せず、避難することとなります。

5.3 地域住民の安全確保

津波浸水想定区域内における地域住民による避難誘導等の活動について、その実情や地理的特性に合わせて地域で作成される避難計画や自主防災隊などの活動要領にも明確な「退避ルール」を設定し、津波からの避難支援者の被災状況によっては支援が困難になるおそれがあることも含め、その内容について住民相互で理解が深まるよう、十分な周知に努めるものとします。

6. 避難の指示

津波が発生又は、発生するおそれがあり避難が必要と認める場合には、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示を発令する。

6.1 発令基準

発令基準は下記に示す通りとする。

①津波警報の「大津波警報」が発表された場合

危険地域の住民に対して、直ちに避難を指示する。

②津波警報の「津波警報」が発表された場合

危険地域の住民に対して、直ちに避難を指示する。

③津波注意報の「津波注意報」が発表された場合

市長は、必要と認める場合、危険地域の住民に対して注意を呼びかけるとともに、海岸及び海上にいる者に対しては避難を指示する。

④強い揺れ（震度4程度以上）、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

市長は、必要と認める場合、海岸にある者、海岸付近の住民等に直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう指示するものとする。

6.2 避難指示の伝達

避難指示等を発したときは、防災行政無線・サイレン・有線放送・広報車等により、迅速に危険地域の住民に対し、周知徹底を図る。

7. 災害時要配慮者の避難支援

7.1 災害時要配慮者の定義

災害時要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられる。

災害時要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とす

る方を「避難行動要支援者」という。避難行動要支援者への支援においては、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって取り組みを進める必要があることから、これらの支援を適切かつ円滑に実施する体制を整える。

対象となる避難行動要支援者は、以下の通りとする。

- ① 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人
- ② 要介護3以上の認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳（肢体・内部障がい1～2級、視覚・聴覚障がい1～3級）の交付を受けている人
- ④ 療育手帳（程度区分A1、A2）の交付を受けている人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている人
- ⑥ 特定医療（指定難病）受給者証の交付を受けいている人のうち人工呼吸器などを装着している人
- ⑦ これらに準じる状態で、自ら支援が必要であることを申し出た人

7.2 身体的な障がいを持つ災害時要配慮者対策

身体的な障がいを持つ災害時要配慮者は、迅速な避難行動が難しいため、下記の視点から対策を行う。

①迅速な避難を助ける施設整備

避難場所等の整備にあたっては、手すりやスロープの設置などのバリアフリー化を進め、身体的な理由によって避難が困難となる要因を排除するように務める。

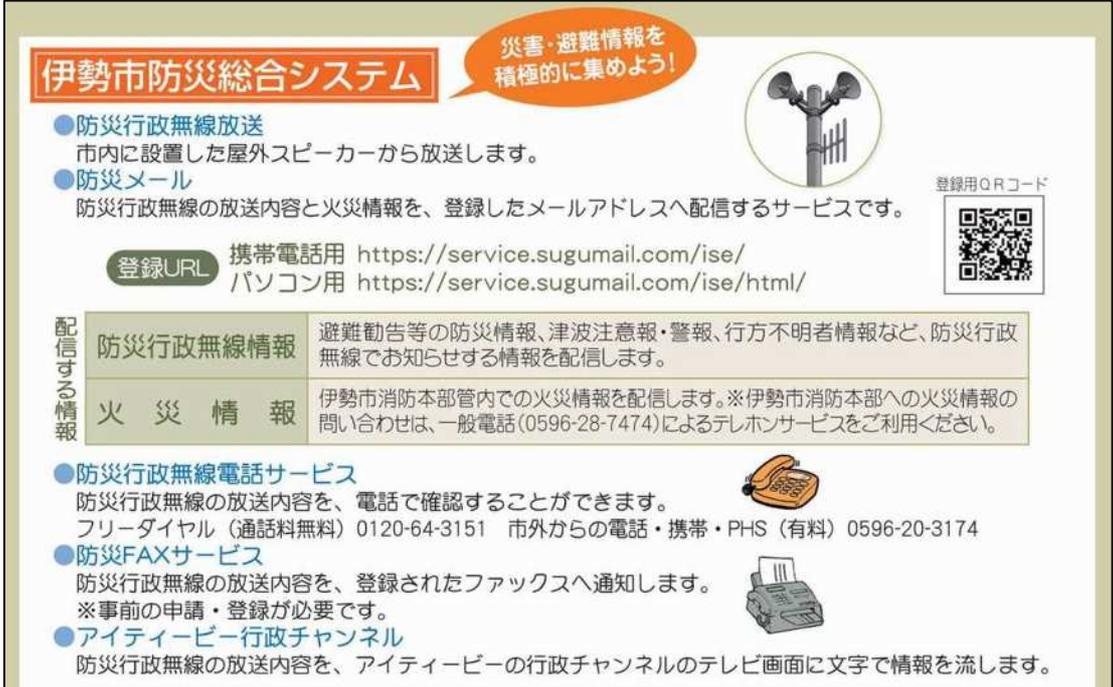
②高齢者、日常的に援護が必要な方

自主防災組織や民生委員、消防団など、日ごろから地域のコミュニティーで災害時要配慮者に対する支援を検討し、いざというときの行動を定めておく。

7.3 情報の入手や地理情報に不案内な災害時要配慮者対策

地域の情報に不慣れな観光客等が、安全に避難するためには、素早い情報提供と、的確な避難の誘導体制を確立しておく必要がある。このため、下記に示す取組を行う。

- ①海拔の高さ表示、避難誘導や避難場所を示した標識等の設置を進める。
- ②地域の自主防災組織等が中心となり、声を掛け合って避難行動が行えるよう、日ごろから訓練を行う。
- ③近年の携帯電話の普及率の向上や、情報技術の進展など、情報通信環境の現状を踏まえて、これらの技術を積極的に活用する検討を行う。
- ④津波浸水想定区域にある観光施設や、宿泊施設の管理者に対して、伝達手段の確保を図るとともに、利用者に対する情報伝達マニュアル及び避難計画を定めておくよう指導に努める。
- ⑤防災行政無線の屋外拡声器、サイレン、広報車等により、迅速な津波情報等の伝達を行う。



伊勢市防災総合システム

災害・避難情報を積極的に集めよう!

- 防災行政無線放送
市内に設置した屋外スピーカーから放送します。
- 防災メール
防災行政無線の放送内容と火災情報を、登録したメールアドレスへ配信するサービスです。

登録URL 携帯電話用 <https://service.sugumail.com/ise/>
パソコン用 <https://service.sugumail.com/ise/html/>

登録用QRコード

配信する情報	防災行政無線情報	避難勧告等の防災情報、津波注意報・警報、行方不明者情報など、防災行政無線でお知らせする情報を配信します。
	火災情報	伊勢市消防本部管内での火災情報を配信します。※伊勢市消防本部への火災情報の問い合わせは、一般電話(0596-28-7474)によるテレホンサービスをご利用ください。

- 防災行政無線電話サービス
防災行政無線の放送内容を、電話で確認することができます。
フリーダイヤル(通話料無料) 0120-64-3151 市外からの電話・携帯・PHS(有料) 0596-20-3174
- 防災FAXサービス
防災行政無線の放送内容を、登録されたファックスへ通知します。
※事前の申請・登録が必要です。
- アイティービー行政チャンネル
防災行政無線の放送内容を、アイティービーの行政チャンネルのテレビ画面に文字で情報を流します。

図 15 伊勢市防災総合システム

このほか、地域の情報に不案内な方は、避難にあたっては避難場所に到達した後もこれからどうなるのか非常に不安な状態が続くことが予想されるため、観光客等の避難も考慮した避難訓練の実施についても進めていく。

8. 津波防災対策の啓発・訓練

8.1 啓発

津波から命を守る最も重要な対策は、津波災害に対して安全な場所に逃げることである。

住民の津波避難意識を高めるため、伊勢市の広報やホームページ、講習会、防災訓練など、様々な機会をとらえて津波の特性、避難時の心得、避難方法などについて啓発を行う。

8.2 訓練

津波からの円滑な避難体制を確立するため、訓練の実施にあたっては、気候条件の異なる次期や夜間に実施するなど、様々な条件を設定し、より実践的な避難訓練や、情報伝達等の訓練を実施する。

(1) 避難訓練

自主防災組織等と連携し、住民が主体となった避難訓練を最低でも年1回以上実施する。

(2) 情報伝達訓練

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、伝達機器の操作方法、住民への情報周知等の訓練を定期的に行う。